

令和7年4月・5月 予定表

どちらにお住まいでも
相談いただけます

堺すいよう行政相談所

場所: 高島屋堺店 6階

中央エスカレーター横（ユニクロ前）

＜最寄駅：南海高野線「堺東」駅＞

無料相談
予約不要

◆ 行政相談 受付時間：午前10時～午後3時40分（相談は午後4時終了）

行政相談	4月	5月
国の行政に関する相談（近畿管区行政評価局）	2日、9日、16日 23日、30日	7日、14日 21日、28日

◆ 専門相談 受付時間：午前10時～午後3時40分（相談は午後1時30分開始、午後4時終了）

専門相談	4月	5月
税金に関する相談（近畿税理士会） －所得税・相続税など主に国税に関する相談－	—	7日
年金・社会保険に関する相談（大阪府社会保険労務士会） －国民年金・厚生年金、協会けんぽの健康保険等に関する相談－	9日	14日
行政書士による各種手続相談（大阪府行政書士会） －遺言、相続、成年後見等の手続に関する相談－	9日	14日
土地建物の表示登記相談（大阪土地家屋調査士会） －土地の地目変更や測量、境界確定、分筆・合筆、未登記建物など－	16日	—
不動産の売買・賃貸に関する相談（大阪府宅地建物取引業協会）	—	21日
司法書士相談（大阪司法書士会） －相続、登記、訴訟手続、後見制度、司法書士法第3条に定められている 司法書士の業務範囲に属する相談等－	23日	28日
民事調停手続に関する相談（大阪民事調停協会） －土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人トラブルなど－	23日	—

【重要】堺すいよう行政相談所の専門相談は、予約は不要ですが各相談は先着5組までの受付です。
午前10時から整理券を配布して、相談の開始時間をお知らせします。先着順のため来所されても相談
できないことがあります。相談時間は20分間です。

相談員の体調不良などにより専門相談を急に中止する場合があります。
事前に電話や近畿管区行政評価局ホームページでご確認ください。



近畿管区行政評価局
ホームページ

○ 国の行政に関する相談は、近畿管区行政評価局行政相談担当（電話：06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110）でも受付けています。

【問合せ先】（06）6941-8358〔近畿管区行政評価局行政相談課〕